

【新型コロナウイルス感染症の発症などに関する行動指針】

【ケース1】 学生・教職員の家族に感染者（体調不良）が発生した場合

体調不良 家族に発熱（微熱含）・味覚異常など軽い症状がある	・必要と判断される場合、自宅待機
感染の疑い 家族が発熱し、数日続く、味覚異常など事態が重い	・自宅待機（4日） ・発熱家族4日以内に解熱し、本人無症状の場合入校可
医師の指示 医療機関から期間を定めて具体的な指示を受けた	・自宅待機（医療機関の指示の期間内、症状が改善するまで）
家族の感染 家族が感染した（感染者と直接接触している）	・自宅待機（本人無症状の場合、家族に最後に接触した日から14日間経過するまで）
濃厚接触者 濃厚接触者が家族にいる、私が濃厚接触者に特定	・自宅待機（本人無症状の場合、保健所の指示期間が経過するまで）
家族の感染（同居していない家族） 直接接触のない家族・親族が感染・発症した 家族の居住地が特定警戒地域に指定された	・感染した家族との接触自粛（症状が改善するまで） ・特定警戒地域への移動自粛

【ケース2】 学生・教職員本人に疑わしい症状が発生した場合

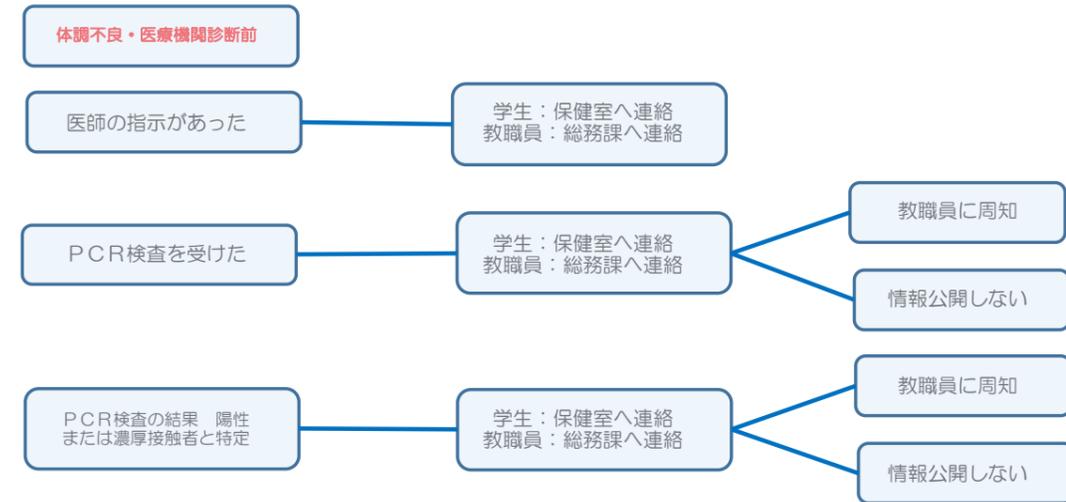
体調不良 発熱（微熱含）・味覚異常などの軽い症状がある	・必要と判断される場合、入校自粛
感染の疑い 発熱が数日続く、味覚異常など事態が重い	・自宅待機（4日間） ・帰国者・接触者相談センターへ連絡、指示に従う ・医療機関の受診
医師の指示 医療機関から期間を定めて具体的な指示を受けた	・自宅待機（医療機関の指示の期間内、症状が改善するまで）
新型コロナウイルス感染者 PCR検査等により、感染が確定された	・医療機関・保健所の指示期間入構禁止 ・学内での濃厚接触者の特定、消毒箇所の特定・消毒作業

【ケース3】 学生・教職員が感染（発症）した場合

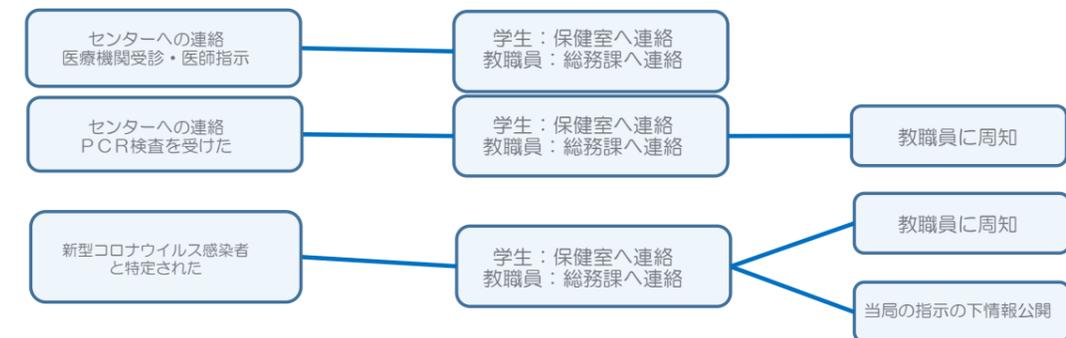
感染源が大学以外 感染者が単独で、大学が感染源でない	①出席・出勤停止（当局の指示の下）PCR検査、自宅待機等必要な措置 ②学内での濃厚接触者の特定、関係者の継続的な健康観察、衛生管理（消毒作業）
感染源が特定されない 感染者があり、感染源が特定されない	（上記①②に加えて） ③感染者の関係授業・クラブ活動の停止（遠隔授業への移行、代替勤務）
大学が感染源と疑われる 感染者があり、感染源として大学が疑わしいとされる	（上記①②③に加えて） ④当局の指示の下、感染者、感染源の特定、徹底した衛生管理（消毒作業） ⑤警戒レベル4（活動停止）への移行判断
複数名の感染者の出現 感染者が複数名あり、感染源が学内と特定される	（上記①②③④⑤に加えて） ⑥該当の教育およびクラブの活動一時停止 ⑦警戒レベル4（活動停止）への移行

発症時の情報伝達範囲の明確化

【ケース1】 学生・教職員の家族に感染者が発生した場合



【ケース2】 学生・教職員本人に疑わしい症状が発生した場合



【ケース3】 学生・教職員が感染（発症）した場合



「新型コロナウイルス感染者発生時の報告方法について」（文部科学省私学行政課）
 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」（文部科学省私学行政課）
 *当局、センターとは主に都道府県、市町村衛生主管部局をいう。